

青森県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定により行った定期監査について、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年1月16日

青森県後期高齢者医療広域連合
監査委員 平山 誠敏



1 監査の期日

平成21年1月16日

2 監査の対象

平成19年12月1日から平成20年11月30日までににおける青森県後期高齢者医療広域連合の財務に関する事務の執行

3 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかに主眼をおき、事前に定期監査資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに所管の長及び関係職員の説明を聴き監査を実施した。

4 監査の結果

予算の執行、契約事務等財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていた。

しかしながら、次の事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

(指摘事項)

1. 高額療養費の誤支給があった。